

第3次農林水産業振興計画の概要

平成20年1月
農林水産部・農林水産企画課

1 第2次沖縄県農林水産業振興計画の評価

(1) 各指標の達成状況

成 果 指 標	単位	基 準 平成12年度	1次計画		2次計画	
			目標 平成16年度	実績 平成16年度	目標 平成19年度	実績 平成18年度
拠点産地数	地区	7	70	28	94	51
栽培面積	ha	29,766	30,800	29,090	31,374	28,020
家畜頭数	家畜 単位	169,523	181,200	156,359	190,100	155,845
漁業生産量	トン	38,625	45,800	35,787	49,927	40,600
農業産出額	億円	902	1,060	900	1,115	906
林業粗生産額	億円	9	11	8	11	7
漁業生産額	億円	201	250	185	274	189 (H17)
青年農業・漁業者	人	4,433	3,600	3,640	3,200	2,669 (H17)
認定農業者	経営体	1,242	2,200	1,606	2,540	2,198
家族経営協定締結数	戸	96	320	241	400	329
普及に移す技術数	件	53	161	197	335	309
農業業水源施設整備面積率	%	54	59	55	61	55
かんがい施設整備率	%	25	32	33	40	36
ほ場整備率	%	58	62	50	62	51
造林面積	ha	1,384	1,480	1,512	1,480	1,502
漁船が台風時に安全に避難できる崖壁整備率	%	33	41	44	51	52
農業集落排水施設整備率	%	21	28	23	37	25
漁業集落排水施設整備率	%	26	30	30	30	30
まちと村の交流人口	万人	—	—	—	89	100
赤土等流出防止対策施設整備率	%	14	31	20	49	24
保全対象松林における松くい虫被害量	m ³	—	—	—	5,017	3,218

※漁業生産額の平成18年度の目標及び実績については、統計資料未公表であることから平成17年度の実績を記載した。

ア 拠点産地については、平成12年の7地区から平成18年度までに51地区、平成19年度までには66地区の認定が見込まれており、今後は、ブランド力の向上を図る必要がある。

イ 家畜頭数については、豚価の低迷等による豚の減少が大きく影響し、目標に届かないため、ブランド豚の確立等生産体制の強化を図る必要がある。

ウ 漁業生産量については、漁船漁業に比べてクルマエビ、モズク等海面養殖業の割合が高くなっているが、価格の低迷等もあり、目標の達成が難しい状況となっている。

エ 農業産出額については、平成12年度の902億円から平成18年度は906億円と横ばいで推移しており、平成19年は、さとうきびの増産等により前年度より増加する見込みである。

オ かんがい施設整備率については、おおむね目標を達成できる見込みである。

カ 赤土等流出防止対策については、農家の合意形成に時間を要することなどから目標の達成は難しい状況となっている。

キ 保全対象松林における松くい虫対策については、目標を達成できる見込みである。

(2) 総合的な評価

戦略品目であるゴーヤー、マンゴー等拠点産地の形成、農産物高鮮度保持流通の推進、地産地消の推進、島野菜やアグーの生産振興などの新たな取組等に一定の成果を収めており、引き続き、定時・定量・定品質の安定的な生産供給によるおきなわブランドの確立に向けた取組が求められている。

また、さとうきびや肉豚などの生産体制を強化するとともに、環境保全型農業の推進や災害に強い農業に取り組む必要がある。

2 第3次農林水産業振興計画の基本方針

(1) 第2次計画の評価を踏まえた対応

おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、担い手の育成・確保、農林水産業の基盤整備など、7つの政策目標に向けた諸施策を推進することが必要である。

(2) 第2次計画策定後の状況の変化

ア 農林漁業就業者の高齢化、減少が一層進行している。

イ 高齢化に伴い離農する農家から担い手農家などへの農地の円滑な利用集積が課題となっている。

ウ 国において「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産業基本計画」が見直され、農業では平成19年産から新たな品目横断的経営安定対策が打ち出されている。そのうち、さとうきびについては、品目別経営安定対策が導入されており、新たな政策への対応が必要となっている。

エ 農山漁村の活性化のため、地域の共同活動等の支援が重要となっている。

(3) 第3次計画策定にあたっての基本方針

農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び目指すべき振興の基本方向等を踏まえ、7つの柱を基本に、食料の安定供給、産業振興及び多面的機能の発揮に

向けた施策・事業を推進し、特に、農林水産業の生産を支える担い手の育成確保と、農山漁村の活性化を図るため、

- 新規就業者、認定農業者、生産法人などへの施策の集中・重点化
- 高齢化に伴い離農する農家から担い手農家などへの農地の利用集積の促進
- 地域の共同活動等への支援による農山漁村の活性化
- 観光産業、食品加工業等との連携による付加価値の高い農林水産業の推進等に取り組む。

3 第2次計画からの主な変更点

(1) 計画期間 第2次計画：平成17年度から平成19年度までの3年間

第3次計画：平成20年度から平成23年度までの4年間

(2) 構成

7つの政策目標の中で、「農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保」と「多面的機能を生かした農山漁村の活性化」に小項目の施策を追加した。

(3) 内容の主な変更点

○第1章 計画策定の基本的考え方

・情勢の変化及び実績等を踏まえた記述とした。

○第2章 農林水産業振興の方針

・最新の指標を踏まえた記述とした。

・「担い手の法人化の促進による生産組織等の強化」を項目立てし、地域を支える認定農業者の法人化等を支援することなどを記述した。

・「農地の有効利用と優良農地の確保」の項目を格上げし、農地情報の共有・提供、農地集積斡旋の取り組みを強化することなどを記述した。

・「地域ぐるみの共同活動による農地・水・農村環境の保全の推進」を項目立てし、農道補修や防風林管理作業などの地域の共同活動を支援することなどを記述した。

○第3章 施策・事業の展開

・現計画の実績及び国の施策動向との整合性に留意し、園芸品目の拠点産地のブランド力の強化や、さとうきび増産プロジェクトの推進、農地・水・環境保全対策支援などの新たな施策・事業を加えた。

○第4章 地域特性を活かした圏域別振興方向

・現計画の実績を踏まえ、地域別の農業産出額や拠点産地の取組状況等を更新した。

(4) 施策・事業の特徴

- 現計画の7つの柱である施策及び指標（目標値）は継続する。
- おきなわブランドの確立については、「拠点産地形成」、「新技術・新品種の普及」等の施策に引き続き取り組むとともに、産地間の情報交換を行う販売戦略会議の開催やブランド化へのマニュアルの作成などブランド力の向上に取り組む。
- 地産地消の推進については、伝統的食文化に対する理解を深める食育推進ボランティアの活動強化に取り組むとともに、農産物直売所に林産物、水産物を加え、農林水産物の販売力の強化に取り組む。
また、本土の沖縄料理店を対象とした「沖縄食材の店（仮称）の登録制度」に取り組む。
- 食の安全・安心については、農薬のポジティブリスト制度遵守の徹底、農業生産工程管理（GAP）手法の導入、出荷前検査体制の構築、産地表示の徹底に取り組む。
- 観光・食品加工産業との連携による農林水産業の付加価値の向上を図るため、定時・定量の安定的な生産供給体制を強化する。
- 担い手の育成・確保については、認定農業者及び農業生産法人、生産組織等を育成・確保するとともに、多様な新規就業者を育成・確保する。
- 農地の有効利用については、農地情報の共有・提供、農地集積斡旋の取り組みを強化する。
- 農山漁村の活性化については、「地域ぐるみの共同活動による農地・水・農村環境の保全の推進」を項目立てし、農地・水・環境保全向上対策として、農道補修や防風林管理作業などの地域の共同活動の支援を強化する。